議第２３号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和４年（２０２２年）２月２４日提出

柏崎市長　櫻　井　雅　浩

記

新潟県柏崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第２条第４号ア中（ア）を削り、同号ア（イ）中「引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア中（イ）を（ア）とし、（ウ）を（イ）とする。

第２２条第２号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号中ア及びイを削る。

第２７条を第２９条とし、第２６条の次に次の２条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第２７条　任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

２　任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第２８条　任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　職員に対する育児休業に係る研修の実施

⑵　育児休業に関する相談体制の整備

⑶　その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

参考資料

新潟県柏崎市職員の育児休業等に関する条例（平成４年３月２７日条例第３号）

改正後	改正前
（育児休業をすることができない職員） **第２条**　育児休業法第２条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 ⑴～⑶　（略） ⑷　次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア　次のいずれにも該当する非常勤職員 （ア）　その養育する子（育児休業法第２条第１項に規定する子をいう。以下同じ。）が１歳６か月に達する日（以下「１歳６か月到達日」という。）（第２条の４の規定に該当する場合にあっては、２歳に達する日）までに、その任用期間（任用期間が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員 （イ）　（略） イ・ウ　（略）	（育児休業をすることができない職員） **第２条**　育児休業法第２条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 ⑴～⑶　（略） ⑷　次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア　次のいずれにも該当する非常勤職員 （ア）　引き続き任用された期間が１年以上である非常勤職員 （イ）　その養育する子（育児休業法第２条第１項に規定する子をいう。以下同じ。）が１歳６か月に達する日（以下「１歳６か月到達日」という。）（第２条の４の規定に該当する場合にあっては、２歳に達する日）までに、その任用期間（任用期間が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員 （ウ）　（略） イ・ウ　（略）
（部分休業をすることができない職員） **第22条**　育児休業法第19条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 ⑴　（略） ⑵　勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）	（部分休業をすることができない職員） **第22条**　育児休業法第19条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 ⑴　（略） ⑵　次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。） ア　引き続き任用された期間が１年以上である非常勤職員

改正後	改正前
（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等） 第27条　任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 ２　任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。 （勤務環境の整備に関する措置） 第28条　任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　職員に対する育児休業に係る研修の実施 ⑵　育児休業に関する相談体制の整備 ⑶　その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置 （委任） 第29条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	イ　勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員 （委任） 第27条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。